

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県立病院の指定管理者による管理の手續等に関する規程を次のように定める。

令和4年6月10日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県立病院の指定管理者による管理の手續等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。)の施行に伴い、条例第11条に掲げる病院の指定管理者による管理の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の免除)

第2条 条例第13条第6項の管理規程で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 貧困、災害又は公益上の理由により必要があると認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第14条第1項の規定による申請は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 病院の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体(以下「法人等」という。)に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病院局長が必要と認める書類

(管理の細則)

第4条 条例及びこの管理規程に定めるもののほか、病院の管理に関し必要な事項は、あらかじめ病院局長の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和3年新潟県条例第48号)の施行の日から施行する。